

【最良執行方針】

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざま

【野村の個人情報保護方針】

野村証券株式会社およびその役員・社員等は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係諸法令および監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

1. 個人番号を含む個人情報(以下「個人情報等」といいます。)は、法令に則って取得し、その内容は、正確・最新となるよう努めます。
なお、当社の個人情報等の主な取得方法について、ホームページの「個人情報保護方針」に詳細を掲載しております。
2. 個人情報等の利用は、利用目的の範囲を超えては行いません。特に個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。また、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に基づきその開示が義務づけられるなどの正当な理由がない限り、本人の承諾なしに行いません。
3. 個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、役員・社員等への教育を徹底します。また、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
4. 個人情報等を外部委託先に取扱わせる場合には、その委託先においても個人情報等の保護が図られているかについて、責任をもって監督します。
なお、当社が外部委託をしている業務のうち、個人情報等の取扱いを伴う主な業務について、ホームページの「個人情報保護方針」に詳細を掲載しております。
5. 個人情報等については、本人の請求により、開示・訂正・利用停止などを法令に則

個人情報利用目的

1. 有価証券・金融商品・金融取引その他の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれらに

個人データの共同利用

野村証券は、以下のとおり、お客様の個人データを共同して利用させていただくことがあります。

なお、金融商品取引法その他の法令等で共同利用が制限される場合は、お客様から同意書を取得した場合等、法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。

1. 共同して利用する個人データの項目

- ・お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報
- ・お取引内容、お預り残高等のお客様の取引に関する情報

2. 共同して利用する者の範囲

～ 目次 ～

野村の証券取引約款（法人のお客様用）（1～24頁）

第1章 基本約款（1～9頁）

第1節 総則（1～3頁）

第2節 契約締結の条件等（3～4頁）

第3節 解約（4～5頁）

第4節 変更・喪失（5頁）

第5節 注文の受託および執行（5～6頁）

第6節 報告・連絡（6～7頁）

第7節 その他の通則（7～9頁）

第2章 保護預り・振替決済口座約款（9～14頁）

第3章 投資信託の累積投資に係る約款（14～15頁）

第4章 金銭の振込先指定方式に係る約款（15頁）

第5章 外国証券取引口座約款（15～18頁）

第6章 株式累積投資約款（18～20頁）

第7章 オンラインサービス約款（20～22頁）

第8章 投信積立約款（22～23頁）

第9章 電子交付等の利用に係る約款（23～24頁）

外国証券取引の留意点について（25頁）

米国税務当局への情報提供に関する留意点について（25頁）

債券の格付けについてのご説明（26～28頁）

新規に発行される日本国債の発行日前の売買について（29頁）

預金との誤認防止について（29頁）

内部者登録について（30頁）

メールサービスのご利用について（31頁）

振替制度

振替法に基づき有価証券の権利の帰属を管理する制度をいいます。

決済会社

金融商品取引所が売買の決済に係る事務を委託する相手方をいいます。

保護預り債券等

保護預り証券等のうち、債券に該当するものをいいます。

振替機関

振替法に定める振替機関のことをいいます。

株券等

株券、優先出資証券および投資証券を総称していいます。

株式等

株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、新投資口予約権、優先出資口、上場投資信託受益権、または受益権を総称していいます。

権利確定日

第8条（株式累積投資）

当社の定める方法でお客様が株式累積投資口座の設定を申込み、当社が承諾すると、株式累積投資に係る契約（本章および株式累積投資約款の規定等を内容とします）が締結されます。

第10条（解約時の取扱い）

置のいずれの措置もとることができるものとします。

当社から取引残高報告書を受取ったお客様は、当社が預り証の回収をお願いしたときは、これに応じるものとします。
取引残高報告書をお渡しした後、15日以内にご連絡がなかった場合は、記載事項すべてについてご承認いただいたものとみなされますので、取引残高報告書を受取ったときは、速やかに内容を確認してください。

第22条（その他の報告）

保護預り証券等については、前2条によるほか、次の事項をお知らせします。

お客様は、
または
に基づき、振替CB、振替新株予約権または振替新投資口予約権（以下、併せて「振替CB等」

第7条（権利処理）

お客様が、金融商品取引所による売買取引の停止の際に効力を失わせる条件を付そうとするとき
お客様がシステムの障害、通信回線の混雑等によってオンラインサービスを利用できないとき（ただし、お取引店
に直接ご連絡いただくことにより、注文等を受付けます）



